

令和 8 年度福島県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例 (福島県自転車条例) 推進会議 参加者からの主な意見

令和 8 年 6 月 9 日 生活交通課

議事 (1) 福島県自転車条例に基づく取組の実績・現状と課題・今後の取組の方向性について

○施策 2-1 点検整備に係る広報啓発

(県自転車軽自動車商工協同組合)

組合では毎年、小学校・中学校・高校を対象に無償で自転車点検を実施しています。

点検の結果、一番多いのはライトが点灯しない、鍵がかからない、さらにはブレーキがきかないなど、安全走行に支障をきたす不具合が見受けられます。

喜多方市立山都中学校では、TS マーク付帯保険に加入し、点検を受けた自転車であれば通学許可を出さない取組を実施しています。これにより、年 1 回の点検が確実に実施され、安全・安心な自転車通学や部活動につながっています。

条例制定時にも、単に保険加入を促すだけではなく、点検を通じて安全な自転車利用を推進するという考え方を反映していただきました。

今後も教育庁の方から各学校へ、自転車点検の重要性について御指導いただきたいと考えています。

○施策 3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

(県教育庁健康教育課)

昨年度の調査では、ヘルメット着用を義務化している県立高校は 10 校にとどまっていました。

この調査結果を受け、令和 8 年 2 月に、各学校に対し、

- ・自転車通学許可の条件にヘルメット着用を盛り込むこと
- ・校則見直しの際にヘルメット着用を位置付けること
- ・啓発活動をさらに強化すること

の 3 つを例示し、取組の推進を依頼しました。

今年度の調査の結果、現在、校則化している学校が 12 校、自転車通学の許可条件としている学校が 13 校あり、さらに今後導入を検討している学校も 5 校あります。県立高校 75 校のうち 25 校が、既にヘルメット着用を義務付ける取組を行っている状況です。

今後も調査を実施し、着用率向上につながっているか確認していきたいと考えています。

(福島県高等学校 PTA 連合会)

6月3日に開催された郡山大会において、健全育成委員会で自転車安全利用について意見交換を行いました。

その中では、まず継続的かつ丁寧に対応していくことが大切ではないかとの意見がありました。

また、なぜヘルメット着用が努力義務化されたのか、その理由をしっかりと理解してもらうことが重要であり、頭部を守る必要性や、「自分の命は自分で守る」という意識を生徒に伝えていくべきとの意見が出されました。

保護者だけではなく、生徒会とも連携して取組を進められないかという意見や、髪型が乱れることを理由に着用をためらう生徒に対しては、学校到着後に身だしなみを整える時間を設けてはどうかという意見もありました。

現状の課題を改善するために、保護者同士で意見交換を行ったところであり、今後も学校へ持ち帰り、学校の取組を後押ししていきたいと考えています。

(県自転車軽自動車商工協同組合)

全国的なヘルメット調査を実施したところ、一般的には「ヘルメットをかぶっていればよい」と考えられがちですが、ヘルメットには J I S 規格などの安全基準があります。調査では、規格に適合した製品を使用している方が約半数である一方、残りは安全性に懸念のある製品を使用している状況も見受けられました。

そのため、各関係機関が連携し、規格に適合したヘルメットを着用する重要性についても周知していく必要があると考えています。

(福島県生活環境部)

5月に閣議決定した国の第3次自転車活用推進計画を踏まえ、ヘルメット着用率について、新たな目標を掲げました。

ヘルメット着用率については、本県におきましても、前年以上の着用率を目指すこととし、令和7年度実績である27.0%以上を令和8年度の目標としています。

今後も関係機関と連携しながら、粘り強く広報・啓発活動を進めていきたいと考えています。

○施策4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認

(福島県生活環境部)

5月に閣議決定した国の第3次自転車活用推進計画を踏まえ、自転車保険加入率についても、ヘルメット着用率と同様に新たな目標を掲げました。

自転車保険加入率については、国の計画で令和12年度末までに69.9%を目標としていることを踏まえ、本県としましても、令和12年度までに69.9%を目指すこととし、現在の55.3%からさらなる向上を目指していきます。

目標達成のためには、今後5年間で15%程度向上させる必要があることから、引き続き広報・啓発活動に力を入れていきたいと考えています。

○自転車条例の見直しについて

(県警察本部交通企画課)

自転車条例は令和3年10月の施行から5年が経過しました。

この間、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化や交通反則通告制度の導入など、自転車を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、ヘルメット着用に関する内容も含め、現在の状況に応じて条例内容を見直し、必要なブラッシュアップを行うことも検討していく必要があると考えています。

議事（2）自転車の交通反則通告制度の運用状況について

○自転車における交通反則通告制度（青切符）

(県警察本部交通企画課)

制度開始後2か月間（4月～5月）の県内における青切符交付件数は38件でした。

内訳は、信号無視3件、通行区分違反2件、踏切不停止4件、一時不停止15件、無灯火5件、携帯電話使用等8件、その他1件となっています。

特に一時不停止が全体の約3分の1を占めており、違反件数が多い状況にあります。

また、4月中の16件について年代別に見ると、高校生による違反が7件を占めており、高校生への交通ルールの周知・啓発が重要であると考えています。